

改正

令和4年8月3日要綱第25号

足寄町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新婚世帯の新生活に係る住居費用、住宅のリフォーム費用及び引越費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、婚姻に伴う経済的負担の軽減及び少子化対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金の申請日の属する年度の前年度の3月1日から当該申請年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯をいう。
- (2) 住居費用 結婚を機に新たに住宅を取得する費用又は賃貸する際に要する費用で賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料を対象とする。ただし、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては住宅手当分に相当する額を除く。
- (3) リフォーム費用 結婚を機に新婚世帯が居住する住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用を対象とする。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン等の家電購入・設置に係る費用は除く。
- (4) 引越費用 引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。ただし、勤務先から引越手当等が支給されている場合は、その額を除く。
- (5) 町税等 町・道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、住宅料、水道料金及びその他町に対して納付義務が生ずるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する世帯の者とする。

- (1) 次のア及びイのいずれかに該当すること。
 - ア 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であり、かつ、第5条第1項に規定する交付申請時の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満の新婚世帯であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書を基に算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。
 - イ 前年度に第5条第2項による補助の決定の通知を受けた世帯で、その交付額が補助上限額に達しなかった新婚世帯であること。
- (2) 対象となる住居が足寄町内にあり、かつ、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が補助金の交付申請時に対象となる住居の住所となっていること。
- (3) 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (4) 夫婦のいずれもが過去にこの要綱に基づく補助金を受けたことがないこと。ただし、第1号イに該当する世帯を除く。
- (5) 夫婦のいずれもが足寄町に納めるべき町税等を滞納していないこと。

(6) 夫婦のいずれもが足寄町暴力団排除条例（平成25年条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の対象及び金額等）

第4条 補助金の額は、住居費用、住宅のリフォーム費用及び引越費用を合わせた額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下であるときは60万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号イに該当する世帯は、前年度の補助上限額から前年度の交付額を差し引いて得た額を上限とする。

3 前2項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助対象となる費用は、申請日の属する年度の4月1日から当該申請年度の3月31日までの間に支払った費用及び支払った金額が領収書等により確認できる費用とする。

5 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象者に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までに支払った費用及び支払った金額が領収書等により確認できる費用を補助対象とする。

（補助金の交付申請及び交付決定）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、足寄町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、申請者において該当のないものに係る書類は添付を要しない。

(1) 同意書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 戸籍謄本又は婚姻証明書など婚姻日が分かる書類

(4) 夫婦それぞれの所得証明書

(5) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し

(6) 住宅の売買契約書又は請負契約書の写し

(7) 住宅の賃貸借契約書の写し

(8) 引越費用の支出を証明できる領収書等の写し

(9) 住宅手当支給証明書（様式第4号）

(10) 離職した年月日が分かる書類

(11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、足寄町結婚新生活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第6条 前条第2項により補助の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに足寄町結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書（様式第6号）に、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、足寄町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定（不承認）通知書（様式第7号）により通知をするものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、事業完了後30日以内又は申請日の属する年度の3月31日のいずれか早

い日までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 足寄町結婚新生活支援事業補助金実績報告書兼請求書（様式第8号）
- (2) 家賃等支払内訳書（様式第9号）（住居費用における賃貸借の場合）
- (3) 住宅取得、リフォーム工事又は家賃等の領収書
（補助金額の確定）

第8条 町長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、足寄町結婚新生活支援事業補助金確定通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 町長は、前条の規定による通知をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、足寄町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、足寄町結婚新生活支援事業補助金返還通知書（様式第12号）により補助金の返還を命ずるものとする。

（報告等）

第12条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年度における特例）

2 令和3年度に限り、第2条第1号及び第3条第2号中「前年度の1月1日から」とあるのは、「4月1日から」とする。

附 則（令和4年8月3日要綱第25号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の足寄町結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年 月 日要綱第 号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

足寄町長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

足寄町結婚新生活支援事業補助金交付申請書

足寄町結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日		年 月 日	
2 事業内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家賃・共益費 (B)	家賃 月額 円
			共益費 月額 円
		住宅手当 (C)	月額 円
		敷金、礼金等 (D)	円
		実質家賃負担額 (E) (B) - (C) + (D)	月額 円 × カ月
	- 円 × カ月		
	+ 円		
	= 円		
	リフォーム費用	契約締結年月日	年 月 日
契約金額 (F)		円	
引越費用	引っ越しを行った日	年 月 日	
	費用 (G)	円	
合計 (A + E + F + G)	円		
3 公的制度による家賃補助	私 (申請者) 及び世帯全員は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。		
4 添付書類	<input type="checkbox"/> 同意書 (様式第2号) <input type="checkbox"/> 誓約書 (様式第3号) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は婚姻証明書など婚姻日が分かる書類 <input type="checkbox"/> 夫婦それぞれの所得証明書 <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し <input type="checkbox"/> 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 引越費用の支出を証明できる領収書等の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書 (様式第4号) <input type="checkbox"/> 離職した年月日が分かる書類 <input type="checkbox"/> その他 ()		

様式第2号 (第5条関係)

同意書

足寄町結婚新生活支援事業補助金の交付申請に当たり、足寄町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第3条に定める補助対象者の資格要件確認のため、世帯全員の住民基本台帳及び納税状況等の必要な個人情報の確認を行うことに同意します。

年 月 日

足寄町長 様

住 所
氏 名 印

様式第3号 (第5条関係)

誓約書

私は、足寄町結婚新生活支援事業補助金の交付申請に当たり、足寄町結婚新生活支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に定める補助対象者の要件を満たしていることを誓約します。

また、町長が要綱の規定に違反すると認める場合は、足寄町結婚新生活支援事業補助金の交付決定の取消しに同意するとともに、既に交付を受けた足寄町結婚新生活支援事業補助金を返還することを誓約します。

年 月 日

足寄町長 様

住 所
氏 名 印

様式第4号 (第5条関係)

年 月 日

足寄町長 様

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を証明します。

記

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況

支給している。 支給していない。

〔 年 月現在 〕
住宅手当 月額 円

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、いずれかにチェックをつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様

足寄町長

足寄町結婚新生活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった足寄町結婚新生活支援事業補助金について、足寄町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定内容 交付 （不交付）
- 2 交付決定額 金 円

（不交付の場合はその理由）

様式第6号 (第6条関係)

年 月 日

足寄町長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

足寄町結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 足第 号指令で交付決定を受けた足寄町結婚新生活支援事業補助金について、申請事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更内容				
事業内訳の変更	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日	
		契約金額 (A)	円	
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日	
		家賃・共益費 (B)	家賃 月額	円
			共益費 月額	円
		住宅手当 (C)	月額	円
		敷金、礼金等 (D)		円
		実質家賃負担額 (E) (B) - (C) + (D)	月額	円 × カ月
	-		円 × カ月	
	+ =		円	
	リフォーム費用	契約締結年月日	年 月 日	
		契約金額 (F)	円	
	引越費用	引っ越しを行った日	年 月 日	
費用 (G)		円		
合計 (A + E + F + G)		円		
その他の変更				
2 添付書類				

様

足寄町長

足寄町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった足寄町結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書について、下記のとおり交付決定（不承認）したので足寄町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|-------------|---|---|---|
| 1 当初交付決定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 2 当初交付決定額 | 金 | | 円 |
| 3 変更交付決定額 | 金 | | 円 |

（不承認の場合はその理由）

様式第8号 (第7条関係)

年 月 日

足寄町長 様

住 所
氏 名
電話番号 () - 印

足寄町結婚新生活支援事業補助金実績報告書兼請求書

年 月 日付け 足第 号指令で交付決定の通知がありました事業が完了したので、
足寄町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添付し、下記のとおり報
告し、併せて補助金を請求します。

記

1完了日	年 月 日			
2補助金請求額	金 円			
3振込先	金融機関名		支店名	
	口座番号		口座種別	普通 ・ 当座
	フリガナ 口座名義	-----		

添付書類

添付確認	添付書類	町確認欄
	家賃等支払内訳書 (様式第9号)	
	住宅取得、リフォーム工事又は家賃等の領収書の写し	

様式第9号 (第7条関係)

年 月 日

足寄町長 様

住 所
氏 名

印

家賃等支払内訳書

1 補助金の交付対象期間

年 月分から 年 月分までに属する家賃等の支払

2 支払家賃額 (駐車場使用料等直接住宅の賃借料と認められないものを除いた額)

対象年月	支払家賃額	共益費	対象年月	支払家賃額	共益費
年 月分	円	円	年 月分	円	円
年 月分	円	円	年 月分	円	円
年 月分	円	円	年 月分	円	円
年 月分	円	円	年 月分	円	円
年 月分	円	円	年 月分	円	円
年 月分	円	円	小計	円	円
年 月分	円	円	合計…①		円

敷金等 ()	金額…②	円
------------	------	---

①+②	円
-----	---

年 月 日

賃貸人 住所
氏名

印

備考

- 1 家賃等の領収書が無い場合は、賃貸人の記名及び押印が必要です。
- 2 押印が得られない場合は、別に支払を証明できる書類の添付が必要です。

年 月 日

様

足寄町長

足寄町結婚新生活支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告があった足寄町結婚新生活支援事業補助金について、補助金の額を確定したので足寄町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 既交付決定額	金	円
2 増 減 額	金	円
3 補助金確定額	金	円

様

足寄町長

足寄町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 足第 号指令で交付決定した足寄町結婚新生活支援事業補助金について、交付決定を取り消したので足寄町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 取消しの内容

- 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
- 足寄町結婚新生活支援事業補助金交付要綱に違反する行為があったとき。
- その他 ()

2 取り消す交付決定の内容

交付決定年月日	年	月	日	
既交付決定額	金			円
既交付額	金			円
取消金額	金			円

様式第12号 (第11条関係)

年 月 日

様

足寄町長

足寄町結婚新生活支援事業補助金返還通知書

年 月 日付け 足第 号指令の交付決定により交付した足寄町結婚新生活支援事業補助金について、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還方法
- 4 返還事由